

国自環第172号の3
平成20年12月17日

許可届出使用者
表示付認証機器届出使用者
届出販売業者殿
届出賃貸業者
許可廃棄業者

国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長 矢作 伸一

「放射性同位元素陸上輸送安全対策検討会」の報告に基づく対策の実施について

(社)日本アイソトープ協会(荷主)が、本年9月24日に京都医療科学大学(京都府南丹市)に向けて発送した放射性同位元素(リン32、量1ミリリットル)が、到着予定の翌25日になっても到着せず、いまだにその所在が不明であるという事案が発生した。また、本事案においては、実運送事業者が放射性輸送物を運搬する際に遵守すべき法令(放射性同位元素等車両運搬規則(以下「運搬規則」という。))を遵守していなかった事実が明らかになった。

これを受け当省では、本年10月17日に「放射性同位元素陸上輸送安全対策検討会」を設置し、放射性輸送物が他の荷物と混載されて運送される場合を前提とした、確実かつ安全な放射性輸送物の運送を確保するために必要な方策について、検討を進めた結果、本日、報告がとりまとめられたところである。

については、本報告において示された、①紛失防止対策、②万一の紛失の際でも適切な取扱いを確保する対策、③運搬規則の遵守確保策、④紛失発生時に関係者がとるべき措置について、関係者が適切に実施することが必要であるので、特に荷主として運送を委託する場合にあっては、下記に基づき、紛失防止対策を講じている信頼のおける運送事業者を利用するほか、適切に対策を実施するよう、留意されたい。

(注: 報告については、<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>(国土交通省自動車交通局HP)にて参照可能)

記

1. 紛失防止対策

- ① 運送事業者は、紛失(誤配送、盗難等を含む)が発生した場合に、その発生を速やかに検知し、問題の発生した場所、時期を特定するため、適切な方法による当該荷物の追跡管理を講じていること。
- ② 運送事業者は、荷物の輸送、仕分け、保管の過程における盗難を防止するため、監視や施錠等のセキュリティ措置を講じていること。

2. 万一の紛失の際でも適切な取扱いを確保する対策(文部科学省からの平成20年11月10日付け通知と同様の趣旨)

万一放射性輸送物を紛失した場合には、紛失荷物を入手した第三者が、荷物を開梱し、不適切な取扱いを行うことのないよう、荷主（最初に荷物を送り出す者をいう。以下同じ。）は、次のような措置を講じるべきである。その際、文字の大きさは誰もが読みやすいように配慮する必要がある。

- ① 放射性同位元素が入っていることがわかるように、輸送物の表面に、放射性同位元素が入っている輸送物であることを記載する。
- ② 輸送物の表面に、以下の趣旨の注意書きを表示する。
 - ・発見した場合は、輸送物を絶対に開けないこと
 - ・発見した場合は、送り主へ連絡すること
- ③ 輸送物が開いた状態で発見されることを考慮して、以下の趣旨の注意書きを輸送物の中に同封する。
 - ・発見した場合は、内容物に絶対に触れないこと
 - ・発見した場合は、送り主へ連絡すること

3. 運搬規則の遵守確保策

① 放射性輸送物である旨の明告

荷主は、運送委託先に対して、当該荷物の運送を委託する際に、放射性輸送物である旨及び運搬規則の適用がある旨を明確に伝える。

（標準貨物自動車運送約款及び標準貨物利用運送約款では、荷送人は危険品については、あらかじめその旨を明告することとされている。）

② 放射性輸送物である旨の記載

荷主は、荷物の表面に運送従事者が容易に理解できるよう放射性輸送物である旨を

記載する。

(標準貨物自動車運送約款及び標準貨物利用運送約款では、荷送人は危険品については、その旨を荷物の外部の見やすい箇所に明記することとされている。また、A型輸送物については、輸送物の表面に放射性輸送物であることを記した標識を付すことが運搬規則で義務づけられている。)

4. 紛失発生時に関係者がとるべき措置

放射性輸送物が紛失した際は、早期発見と第三者による輸送物の不適切な取扱いの防止のため、運送事業者、荷主、国は迅速に対応する必要がある。紛失が発生した際に関係者がとるべき措置を整理すると、次のとおりである。

① 法令に基づく報告

- (a) 運送事業者は、放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ちに文部科学大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。また、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。(放射線障害防止法施行規則第三十九条、運搬規則第二十二条)
- (b) 運送事業者は、その所持する放射性同位元素について、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。(放射線障害防止法第三十二条)

② 広報による国民への注意喚起等

広報は、紛失した荷物を入手した第三者が不適切な取扱いをしないよう注意喚起するために必要であり、また、事案を周知することによって紛失荷物捜索に対する協力も期待できる場合がある。このため、原則として、以下のように適切な広報を行う。

- (a) 国は、関係者(荷主、運送事業者)から放射性輸送物の紛失の報告を受けた際は、速やかに事案の発生を公表する。
- (b) 関係者(荷主、運送事業者)は、事案の発生を公表するとともに、状況に応じて、ホームページへの掲載、新聞等による広告などにより周知する。

③ 放射性輸送物の捜索

危険品の早期回収及び国民の不安の除去のため、関係者は紛失した荷物の捜索に全力をあげる必要がある。具体的には、次のような捜索活動が考えられる。

- (a) 運送(予定)ルートにある施設・車両に対象荷物が残存していないかを確認する。
- (b) 誤送の可能性がある関係営業所について広く、対象荷物の誤着がないか確認する。
- (c) 誤配達の可能性がある配達先に対して、電話連絡、訪問等を行い、誤配達がないか確認するとともに、発見の協力を願う。

④ 緊急時の連絡体制の構築

①～③の措置を迅速かつ確実に実施するため、荷主、運送事業者、関係省庁にあつては、緊急時の連絡体制を構築しておくべきである。

●国土交通省自動車交通局技術安全部環境課連絡先

電話： 03-5253-8111(内線 42-513)、直通 03-5253-8603

FAX： 03-5253-1639

担当者携帯電話： 090-7845-0226、090-7845-0214

以上